

ホテルメルパルクドレスサロン販売衣裳約款

メルパルク株式会社が運営するホテルメルパルクドレスサロン（以下、「当社」といいます）では、お買い上げいただきます当社のウェディングドレスとメンズタキシードにつきまして、お客様のご注文により製作を開始する完全受注サイズオーダー形式（以下、「サイズオーダー」といいます）を採用しており、次のとおり約款（以下、「本約款」といいます）を定めておりますので、予めご了承ください。また、本約款の内容・ご利用料金等に関しましては予告なく変更する場合がありますので、併せてご了承ください。

第1条（衣裳受注契約）

1. お申込みいただきますサイズオーダードレス、サイズオーダータキシード（以下、「本件衣裳」といいます）は、お客様からのご注文を受けて速やかに製作を開始するものであり、お客様は当社と衣裳受注契約（以下、「本契約」といいます）を締結いただくこととなります。
2. 本契約の対象商品は、販売品である本件衣裳とし、ベール・オプションショール・シューズ・インナー等のメーカーへ発注する販売小物（以下、「発注小物」といいます）といたします（以下、総称して「商品」といいます）。

第2条（お申込み時のご注意）

1. 当社は契約成立後のサイズオーダーの変更及びデザインの変更はお受けいたしかねます。
2. 当社は、お客様が次の各号のいずれかに該当する場合、お申込みをお断りさせていただきます。
 - (1) お客様が、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき
 - (2) お客様が、暴力団・暴力団員・暴力団関係団体又はその関係者・その他反社会的勢力であることが判明したとき
 - (3) お客様が他のお客様に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき又はそのおそれがあるとき
 - (4) お客様が当社に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行ない、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき、又はかつて同様な行為を行なったと認められるとき
 - (5) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により本約款及び本契約の義務を遂行することができないおそれがあるとき
3. 本件衣裳の仕上げは契約成立日から最短で40日後からとなりますが、別途料金をお支払いいただくことにより30日以上40日未満にて仕上げる（以下、「短期納期」といいます）ことも可能です。

第3条（契約の成立）

1. お客様には、当社所定の予約明細書（以下、「本明細書」といいます）に署名をいただいた日から7日以内に申込金をお支払いいただき、その申込金を当社が受領した日をもって契約成立日とします。商品代金が申込金に満たない場合は、その商品代金全額を申込金としてお支払いいただきます。また、短期納期をご希望の場合は本明細書に署名いただいた日の翌日までに商品代金全額をお支払いいただいた時点で契約が成立するものとします。なお、申込金等のお支払いについては当社の他の商品に関する契約（以下、「別件契約」といいます）が成立しており、すでに別件契約に基づき申込金を当社が受領している場合かつ別件契約の代金残金が支払期日を迎えていない場合、当社は本契約の申込金を受領いたしません。
2. 当社は、電話による本契約の予約申込を受付けることがあります。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、本条1の定めにより本契約は成立いたします。
3. 申込金は商品代金及び取消料その他お客様が当社に支払うべき金銭の一部として、本契約及び一切の別件契約のうち支払期日を迎える順に繰り入れさせていただきます。

第4条（商品代金のお支払い）

お客様には、本契約成立日の翌日から起算して、14日以内に商品代金全額をお支払いいただきます。

ただし当社の挙式プランに基づく挙式・披露宴契約に本件衣裳の製作が含まれる場合（以下、「挙式契約」といいます）は、挙式契約における代金金額をお支払いいただきます。

第5条（商品のお渡し方法）

1. 原則として、当社にて直接お渡しいたします。ただし、お客様のお申し出により、宅配便等にてお送りする場合は、有料になります。
2. 商品のお渡しは商品代金の全額をお支払いいただき、当社がその入金確認をした以降となります。

第6条（契約の解除）

1. 本件衣裳は、サイズオーダーの性質上、原則として契約解除はお受けいたしかねますが、ご契約者ご本人のやむを得ない事情により契約解除のお申し出があった場合に限り、下表の取消料をお支払いいただくことによって、解除をお受けいたします。

契約解除のお申し出日	取消料
契約成立日の翌日から起算して7日目まで	商品代金の30%相当額
契約成立日の翌日から起算して8日目から14日目まで	商品代金の50%相当額
契約成立日の翌日から起算して15日目以降	商品代金の100%相当額

2. 前項に関わらず、挙式契約をご締結いただいているお客様は、本契約の代金から挙式契約に含まれている本件衣裳代金（以下、「衣裳充当金額」といいます）を除いた金額を「商品代金」とした下表の取消料をお支払いいただくことによって、本契約の解除をお受けいたします。ただし、お客様が挙式契約を解除された場合、本契約の「商品代金」は衣裳充当金額を除く前の代金とさせていただきます。

契約解除のお申し出日	取消料
契約成立日の翌日から起算して7日目まで	商品代金の30%相当額 ※
契約成立日の翌日から起算して8日目から14日目まで	商品代金の50%相当額 ※
契約成立日の翌日から起算して15日目以降	商品代金の100%相当額 ※

※商品代金は本契約の代金から衣裳充当金額を控除した金額となります。

3. 挙式契約の解除による取消料が発生する場合、挙式契約における取消料とは別に、本契約の代金から衣裳充当金額を除いた金額を「商品代金」とした下表の取消料をお支払いいただくことによって、本契約の解除をお受けいたします。

契約解除のお申し出日	取消料
契約成立日の翌日から起算して7日目まで	商品代金の30%相当額
契約成立日の翌日から起算して8日目から14日目まで	商品代金の50%相当額
契約成立日の翌日から起算して15日目以降	商品代金の100%相当額

4. 契約の解除のお申し出は、当社の営業時間内にご来店又はお電話にてお受けいたします。なお、お申し出日が定休日の場合は、翌営業日を解除のお申し出日とさせていただきます。
5. 未使用かつ未開封の発注小物については、契約成立日の翌日から起算して7日以内に申し出があった場合に限り、解除をお受けいたします。
6. 本約款第2条 3 の短期納期を申し込まれた場合に本契約の解除を希望された場合、下表の取消料をお支払いいただくことによって、本契約の解除をお受けいたします。

契約解除のお申し出日	取消料
契約成立日の翌日から起算して7日目まで	商品代金の50%相当額
契約成立日の翌日から起算して8日目以降	商品代金の100%相当額

第7条（損害賠償）

お客様にお渡しした商品に、通常適正と認められる範囲を超える変質・変形及び商品の破損等があった場合、当社は本契約の商品代金を上限として、損害賠償金をお支払いいたします。ただし、その原因がお客様の責めに帰すべき事由による場合、当社は責任を負いません。

第8条（免責）

次の各号に例示するような事由により、契約解除もしくはお客様が損害を被られた場合、当社はその責任を負わず、本約款第7条に定める損害賠償のお支払いもいたしません。

- (1) 天災地変、暴動、官公署の命令、伝染病による隔離、運送機関の遅延・不通・スケジュール変更等によって、商品をお客様にお渡しできなかった場合又はお渡しが遅延した場合
- (2) その他、当社の関与しえない事由が発生した場合

第9条（個人情報の取り扱い）

1. 当社は、結婚式等の執り行いと、主たる事業に付随するサービス（a. リゾート地における挙式サービス事業、b. ウェディングドレス・タキシード・写真アルバム製造販売事業、c. 写真美容サービス事業、d. 衣裳のレンタル事業、e. 国内店舗における旅行販売事業、f. 結婚関連商品販売事業、g. ウェディング関連教育サービス事業、h. ホテル事業・飲食店事業・国内挙式サービス、i. 事業新商品の提供・アフターサービス）のご提供並びにマーケティング活動および市場動向等の分析のために、お客様の個人情報を利用させていただきます。

2. 前項の定めのほか、お客様の個人情報につきましては、個人情報保護法および当ホテルのプライバシーポリシーに基づき適切に管理いたします。

ホームページ プライバシーポリシー

<https://www.mielparque.jp/policy/privacy.html>

第10条（約款の変更）

本約款は、当ホテルの都合により変更することがあります。変更後の規定の効力の発生時期は、附則に定める日の午前0時からとし、その変更の内容は効力発生時期の遅くとも2週間前までに、当ホテルのホームページにアップしお客様のダウンロードが可能な状態にいたします。

第11条（その他）

1. 本契約、本約款に記載のない事項その他の疑義が発生した場合には、お客様と当社で協議のうえ解決するものとします。

2. 本契約に関する紛争の裁判は、東京地方裁判所を専属的合意管轄といたします。

附則

第1条 この約款は、2018年4月1日から施行します。